

令和6年度 第2回行政会議 会議録

日 時	令和6年5月1日(火)午前 10 時～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和6年度第2回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	能登半島地震の発生から4ヵ月。本市は、これまで5陣にわたり現地支援にあたる職員を派遣。4月 27 日からも第6陣として2名を派遣中。派遣職員を労うとともに、今後も派遣要請が想定されるので、引き続き協力をお願いする。また、派遣職員の現地での経験を活かし、危機管理室を中心に、避難物資の備蓄のあり方等、防災対策に改めて万全を期すること。 また、第6次守口市総合基本計画「後期基本計画」の策定作業を今年度から本格化。総計は市の施策の根幹となる最上位計画であり、将来都市像の実現に向けた全体の方針となることから、各部局とも「自分達の計画」という意識を持ち、主体的に策定作業を進めること。 市長就任後2年目を迎えた。各部局長においては、今後とも部局マネジメントをしっかりと行い、引き続き、市政運営を円滑に進めることができるよう、お願いする。

【5月市議会臨時会 提出予定案件】

<報告(専決処分)>

案 件	守口市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	令和6年度税制改正により、以下の①から③に係る条例改正について、専決処分を行ったもの。 ① 個人市民税 国の定額減税において必要な措置を行うもので、令和6年度分の個人市民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を減税する措置等を講じるよう改正。 ② 固定資産税、都市計画税 ・ 現行の再生可能エネルギー発電設備等に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）について、取得期限を令和6年3月 31 日から令和8年3月 31 日まで2年間延長するとともに、バイオマス発電のうち一定条件の原料によるものは、軽減幅を縮小した上で延長。 ・ 新築の認定長期優良住宅に係る減額措置の申告方法の簡素化として、分譲マンション等の区分所有に係る住宅は、管理組合の管理者等

	から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる時は、各区分所有者から申告書の提出がなかった場合でも適用できるよう法改正がなされたことに伴う改正。 ・ 負担調整措置の適用期限を令和6年3月 31 日から令和9年3月 31 日まで3年間延長するよう改正。 ③ 個人市民税、固定資産税及び都市計画税の減免 災害時を念頭に、被災者等の手続の簡素化を図るため、これまで納税義務者からの申請が原則であった減免手続を行政の職権でできるよう法改正がなされたことに伴う改正。 施行期日は令和6年4月1日。
--	--

【報告】

報 告	第6次守口市総合基本計画「後期基本計画」の策定について
説 明 者	林企画財政部次長兼財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	第6次守口市総合基本計画「前期基本計画」が、令和7年度に終期を迎えることから、現時点までの進捗状況等を踏まえ、今年度及び令和7年度において「後期基本計画」を策定する。 策定体制として、まず、守口市総合基本計画策定委員会規程に基づき、策定委員会を開催するとともに、個別の施策や方向性を具体的に議論する部会を設置し、必要に応じて各分野の専門家の助言や提言を受ける機会を設ける予定。また、守口市総合基本計画条例に基づき、市議会議員、学識経験者、市民等を委員とする審議会に、後期計画（素案）を諮問する。 市民等の意見聴取については、アンケート調査の実施やイベントの機会を活用し、まちづくり等に対する意見を聞く機会を設ける予定とし、具体的な時期、方法は、前期計画策定時を踏まえ、検討中。 スケジュールとしては、今年度中に部会を含む策定委員会及び市民等への意見聴取を行いつつ、後期計画（素案）を策定。令和7年度に審議会への諮問を行い、答申を得た上で、パブリックコメントを実施予定。 なお、「第6次守口市総合基本計画策定方針（令和6年4月改訂版）」は、基本構想及び前期計画策定にあたり定めた「（仮称）第六次守口市総合基本計画策定方針」を基本的に継続する一方、人口、高齢化率といった社会情勢や本市の財政状況の推移等について、直近までのデータを反映し、時点修正するため、改訂したもの。
質 疑 等	（田中教育長） 第6次総計前期計画とともに、第2次守口市教育大綱の期間も令和7年度までとなっているが、次期教育大綱の策定に向けたスケジュールはどのように考えているか。

	(仲嶋企画課長) 後期計画の策定に向けた作業と並行しつつ、次期教育大綱(案)を作成し、令和7年度の総合教育会議で議論をお願いする予定。 (田中教育長) 教育委員会としても、必要なデータは今年度から集めるよう指示しているので、連携も含め、アドバイスをお願いする。 (須田副市長) 今年度は策定委員会にあたり、全庁的にいろいろな作業も発生する。令和7年度の審議会への諮問に向け、まずは庁内での議論をしっかりと行うこと。また、審議会の委員には市議会議員も含まれ、議会も意識しながら策定作業を進めること。 (小浜水道事業管理者) 後期計画は、市議会の議決は必要か。 (仲嶋企画課長) 基本構想部分の改訂を行う場合は議決が必要であるが、基本計画部分の策定や改訂については不要。 (小浜水道事業管理者) イベント等での意見聴取について、スケジュールでは10月から11月となっているが、その期間にイベントが多いということか。 (仲嶋企画課長) 基本構想及び前期計画の策定時には、令和元年11月の守口市民まつりにおいて意見聴取の場を設けた経緯があり、今回も同様にできればと考え、一例として掲載している。
--	---

報 告	出退勤記録の徹底及び外出時の行き先等の共有について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	出退勤記録の徹底及び外出時の行き先等の共有について、通知文書を発出するので、部局内で共有し、徹底いただきたい。 1点目として、登庁及び退庁時におけるタイムレコーダーでの出退勤管理を徹底するよう、改めて周知をお願いする。忘れた場合は速やかに所属長に報告し、所属長が庶務事務システム上で記録していただきたい。 2点目として、用務等での外出の際は、行き先や所在を明らかにすること。例えば、グループウェアのスケジュール機能やロゴ・チャットの活用等により共有を徹底するよう、改めて周知をお願いする。
質 疑 等	(小浜水道事業管理者) グループウェアのスケジュール機能による管理は、徹底しているか。 (上甲総務部長) 業務上、内部系業務システムを多く使用しない部署もあるため、グルー

	プウェアによる管理を一律にルール化するのではなく、部署に応じて効率的に職員の動向を把握し、共有できる手法でお願いしたい。
--	--

報 告	令和5年度人事評価結果について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	令和5年度人事評価の結果全体の総括としては、令和4年度から大きな変化はなく、被評価者の9割以上が総合評価得点 2.75～3.5 の間に入っている。 なお、今年度の人事評価の実施要領について、令和5年度から一部変更を行った。「4 評価の概要」の「(2) 目標設定及び評価事務フロー」について、業績目標の設定時に困難度「難」を設定する場合は、部局長が目標の内容を確認した上で承認する手続に変更。また、評価時において「S」評価とする際も同様に、確定前に二次評価者が部局長に提示し、部局長が承認した上で、二次評価者が評価を完了する手続に変更する。 変更点を各所属長に説明し、適切な運用をお願いする。
質 疑 等	(田中こども部長) 本手続は正規職員のみが対象か。 (上甲総務部長) 正規職員のみが対象。 (須田副市長) 困難度「難」の基準として、「全国初で調整・実施が極めて困難な業務」や「通常の手法では到底達成困難な極めて高い目標」が例示されているが、「難」の設定は、それくらいハードルの高い業務や目標という認識か。 (上甲総務部長) お見込みのとおり。 (小浜水道事業管理者) 困難度「難」の設定と業務のウエイトは連動するのか。ウエイトも部局長が指導するのか。 (上甲総務部長) ウエイトは指導対象ではない。 (須田副市長) 人事評価は評価自体が目的ではなく、評価により職員に気づきを与え、人材育成や市民サービス向上に繋げていくことが重要。こうしたことを念頭に置き、しっかりと指導すること。

【その他】

そ の 他	—
説 明 者	須田副市長
提 出 資 料	無
内 容	定期人事異動から1ヵ月が経過。異動に伴い、これまでと職務の担当が変わることで、一時的に時間を要することもあるものの、新しい業務に対する職員のモチベーションに繋がるとともに、異動のなかった職員も、引継やジョブローテーションを行う中で、自らの業務を見直す機会になる。 また、異動のあった職員は、新しい部署の業務について感じることもあると思う。異動から少し経ったこの時期に、改めて各部署で話し合いの機会を持つ等、業務の見直しや効率化に取り組んでほしい。